



県章

山形県公報

平成17年1月14日(金)
第1610号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(最上総合支庁福祉課) ...18
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	(置賜総合支庁福祉課) ...同
平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正 ...	(雇用労政課) ...同
国土調査の成果の認証.....	(農村計画課) ...同
同.....	(同) ...同
同.....	(同) ...19
同.....	(同) ...同
同.....	(同) ...同
同.....	(同) ...20
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ...同
同.....	(同) ...同
県道の供用の開始.....	(同) ...21
同.....	(同) ...同
同.....	(同) ...同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁西村山総務建築課) ...同
県道の供用の開始.....	(庄内総合支庁建設総務課) ...22

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会1月定例会の招集.....	同
-----------------------	---

選挙管理委員会関係

告 示

政治団体の設立.....	同
政治団体の届出事項の異動.....	23
政治団体の解散.....	同
政治団体の収支報告書の要旨.....	24
同.....	25
同.....	27
政治団体の収支報告書の訂正.....	29

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...30
同.....	(庄内総合支庁企画振興課) ...同
特定調達契約に係る落札者の公告.....	(病院事業局) ...31

告 示

山形県告示第24号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 くれよんはうす 新庄市金沢1439番地22	指定児童ディサービス事業所あおぞらはうす 新庄市鳥越483 - 4	児童ディサービス	平成16.12.17

山形県告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人 あすなるの会 米沢市大字館山811番地 2	あすなる矢来デイサービスセンター 米沢市矢来三丁目 2 番16号	通 所 介 護	平成16.12.31

山形県告示第26号

平成12年 3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部を次のように改正する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

第2項の表検定職種の欄中「、眼鏡レンズ加工」を削る。

山形県告示第27号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称
尾花沢市
- 2 調査を行った期間
平成13年 5月22日から平成16年 3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字北郷、大字二藤袋、大字原田の各一部
- 5 認証年月日
平成17年 1月 5日

山形県告示第28号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称
南陽市
- 2 調査を行った期間
平成14年5月7日から平成16年3月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
鍋田、中ノ目の各一部
- 5 認証年月日
平成17年1月5日

山形県告示第29号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成17年1月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成14年5月7日から平成16年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字富沢字狐塚、大字富沢字大明神
- 5 認証年月日
平成17年1月5日

山形県告示第30号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成17年1月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成14年5月2日から平成16年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字富沢字林ノ根、大字富沢字西田、大字富沢字東原、大字富沢字大明神
- 5 認証年月日
平成17年1月5日

山形県告示第31号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成17年1月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 調査を行った者の名称
高畠町
- 2 調査を行った期間
平成14年5月7日から平成16年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

高島町地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域
大字深沼の一部
- 5 認証年月日
平成17年 1月 5日

山形県告示第32号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称
飯 豊 町
- 2 調査を行った期間
平成13年 5月22日から平成16年10月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字小白川の一部
- 5 認証年月日
平成17年 1月 5日

山形県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 1月14日から同年 1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市六日町1734番26から 同 印役町一丁目14番27まで	旧	46.0メートル 7.2	メートル 691
同 上	新	53.3メートル 7.2	同 上

山形県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 1月14日から同年 1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市一日町四丁目327番 1 から 同 五日町一丁目 6 番18まで	旧	33.0メートル 7.4	697メートル
同 上	新	33.0メートル 18.0	同 上

山形県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月14日から同年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市諏訪町一丁目433番 9 から
同 370番地まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月14日

山形県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月14日から同年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 山形市大字松原字下川原341番 2 から
同 307番30まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月14日

山形県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月14日から同年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市榎下字木戸ヶ山沢1809番 3 から
同 字届橋1323番地まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月14日

山形県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年1月14日から同年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地荒町東二丁目1番1から 同 字谷地二56番1まで	旧	46.6メートル ↓ 6.0	メートル 239
同 上		27.6メートル ↓ 15.0	メートル 279
同 上	新	27.6メートル ↓ 15.0	同 上

山形県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月14日から同年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字砂越字小形22番8から
同 字粕町50番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月14日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成17年1月14日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年1月18日(火) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則等の一部を改正する規則の設定について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年1月14日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
県民のための明るい県政をつくる会	毛利健治	松浦猛将	山形市蔵王成沢町浦758-12 教育文化センター内	平成 16.12.17
新しい山形をつくるみんなの会	武田和哲	伊藤尚彦	山形市高堂2-3-5	同 16.12.22

山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年1月14日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政 党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党平田町支部	主たる事務所の所在地	飽海郡平田町大字桜林13	飽海郡平田町大字中野俣字沢山78	平成 16.12.9
	代 表 者	小松原 俊	佐藤主良	同 6.25
	会 計 責 任 者	今井英夫	小野寺 茂	同 6.25
自由民主党大蔵村支部	主たる事務所の所在地	最上郡大蔵村大字赤松2094番地	最上郡大蔵村大字赤松1310番地	同 12.20

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
新社会党山形県本部	会 計 責 任 者	近野耕一	鈴木 広	平成 16.12.7
藤 悠 会	主たる事務所の所在地	酒田市幸町二丁目9-19	酒田市幸町二丁目1-19	同 12.9
阿部為吉後援会	主たる事務所の所在地	西村山郡朝日町大字常盤へ83番地	西村山郡朝日町大字宮宿字中郷2395番地	同 12.17
新しい山形県をつくるみんなの会	政治団体の名称	新しい山形県をつくるみんなの会	新しい山形をつくるみんなの会	同 12.24

山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年1月14日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
伊藤寛二後援会	解散	平成16. 3. 31
県民のための明るい県政をつくる会	解散	平成16.11.30
西沢のぶおと歩む会	解散	平成16.12. 1
山形県森元恒雄後援会	解散	平成16.12.10
市政経済懇話会	解散	平成16.12.11

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年1月14日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

(その他の政治団体) 単位: 円

政治団体の名称	県民のための 明るい県政をつくる会
報告年月日	16.12.17
収入総額	2,361,246
前年繰越額	2,361,246
本年収入額	0
支出総額	209,690
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	1,134
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	399
事務所費	735
政治活動費	208,556
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	208,556
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	208,556
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 1月14日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位：円

政治団体の名称	県民のための 明るい県政をつくる会
報告年月日	16.12.17
収入総額	2,151,556
前年繰越額	2,151,556
本年収入額	0
支出総額	1,503,120
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	3,120
人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費	3,120
政治活動費	1,500,000
組織活動費 選挙関係費 事業費	0
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費	
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	1,500,000
資産等の有無	有

県民のための明るい県政をつくる会

○資産等の内訳

貸付金

貸付先

明るい民主市政をつくる会

貸付残高

1,500,000円

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 1月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷

誠

(その他の政治団体)

単位：円

政治団体の名称	伊藤寛二後援会	山形県森元恒雄 後援会	市政経済懇話会
報告年月日	16.12. 8	16.12.10	16.12.14
収入総額	0	479,371	3,569
前年繰越額	0	479,367	3,569
本年收入額	0	4	0
支出総額	0	479,371	0
本年收入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分 (うち特定寄附)			
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)		4	
1件10万円未満のもの		4	
支出の内訳			
経常経費	0	0	0
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	479,371	0
組織活動費		840	
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金		478,531	
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	県民のための 明るい県政をつくる会	西沢のぶおと歩 む会
報告年月日	16.12.17	16.12.20
収入総額	648,436	0
前年繰越額	648,436	0
本年收入額	0	0
支出総額	0	0
本年收入の内訳		
個人の党費・会費 金額 員数(人)		
寄附(内訳別掲)	0	0
個人分 (うち特定寄附)		
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費	0	0
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	有	無

県民のための明るい県政をつくる会

○資産等の内訳

貸付金

貸付先

明るい民主市政をつくる会

貸付残高

1,500,000円

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成16年10月27日付け山形県選挙管理委員会告示第164号で公表した平成15年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年 1月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

(その他の政治団体)単位：円

政治団体の名称	明るい民主市政をつくる会
報告年月日	16. 3.31
収入総額	3,497,742
前年繰越額	0
本年收入額	3,497,742
支出総額	1,865,774
本年收入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	1,997,742
個人分 (うち特定寄附)	1,197,742
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	800,000
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	1,500,000
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	757,180
人件費	118,500
光熱水費	21,860
備品・消耗品費	94,774
事務所費	522,046
政治活動費	1,108,594
組織活動費 選挙関係費 事業費	186,729
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費	186,729
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	921,865
資産等の有無	有
訂正年月日	16.12.27

明るい民主市政をつくる会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称	金 額	住所・所在地
加 藤 実	100,000円	山形市
鈴 木 晴 男	50,000円	天童市
高 橋 嘉一郎	50,000円	山形市
外 塚 功	50,000円	山形市

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称	金 額	住所・所在地
日本共産党村山地区委員会	800,000円	山形市

○借入金の内訳

借入先	金 額
県民のための明るい県政をつくる会	1,500,000円

資産等の内訳

借入金	金 額
借入金	
借入先	
県民のための明るい県政をつくる会	1,500,000円

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 ふれあいにこにこの丘
 - (2) 代表者の氏名
荒井 智子
 - (3) 主たる事務所の所在地
山形市小立三丁目8番39-4号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年1月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 鶴岡城下町トラスト

(2) 代表者の氏名

堀井 和彦

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市家中新町15番41号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市民、鶴岡市出身県外在住者及び鶴岡を愛するまたは鶴岡に興味を持つ鶴岡ファンに対して、鶴岡市内の歴史・文化資産の発掘、調査、保存、活用に関する事業を行い、歴史資源及びまちづくり情報を提供することで、城下町鶴岡の発展と歴史、文化資産の継承に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年1月14日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ナビゲーションイメージングシステム 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

3 落札者を決定した日 平成16年12月2日

4 落札者の名称及び所在地

丸木医科器械株式会社山形支店

山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号

5 落札金額 40,740,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）第3条の公告を行った日 平成16年10月22日

平成17年1月14日印刷
平成17年1月14日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056